

第47号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正内容

(1) 個人番号カードと印鑑登録証の一元化

一元化希望者に対して、個人番号カードを印鑑登録証として利用するための処理を行う。

(2) 印鑑登録原票の電子化

印鑑登録原票について、磁気ディスクをもって調製し、データに記録したものを作成として保存する。

2 改正理由

(1) 個人番号カードと印鑑登録証の一元化

個人番号カードと印鑑登録証の一元化により、区民の所有カードを集約し利便性向上を図る。あわせて、「コンビニ交付」の利用促進を図り、窓口混雑緩和につなげる。

(2) 印鑑登録原票の電子化

原票を磁気ディスクによる保存とし、登録者からの問合せ時等の原票内容検索の迅速化によるお客様対応の向上を図るとともに、従来の原票の保管スペースの削減を図る。

3 施行期日

平成30年9月1日

※印鑑登録原票の電子化については、公布日より施行

4 一元化取扱窓口

戸籍住民課、品川第一地域センター、大崎第一地域センター、大井第一地域センター、荏原第一地域センター、荏原第四地域センター、八潮地域センター

新	日
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、印鑑の登録および証明について必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、印鑑の登録および証明について必要な事項を定めるニヒト目的とする。
(区長の責務)	(区長の責務)
第2条 区長は、この条例の適用に当たつては、常に住民の権利の保護に留意するとともに、事務処理の効率化に努めなければならない。	第2条 区長は、この条例の適用に当たつては、常に住民の権利の保護に留意するとともに、事務処理の効率化に努めなければならない。
(登録資格)	(登録資格)
第3条 品川区内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号、以下「法」という。）により記録されている者は、1人1箇に限り印鑑の登録を受けることができる。	第3条 品川区内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号、以下「法」という。）により記録されている者は、1人1箇に限り印鑑の登録を受けることができる。
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。	2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。
(1) 15歳未満の者	(1) 15歳未満の者
(2) 成年被後見人	(2) 成年被後見人
(登録申請)	(登録申請)
第4条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑を提示して、印鑑登録申請書により自ら申請しなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。	第4条 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、印鑑を提示して、印鑑登録申請書により自ら申請しなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。
(登録申請の確認)	(登録申請の確認)
第5条 区長は、印鑑登録の申請があつたときは、当該登録申請者またはその代理人（以下「登録申請者等」という。）が本人であることを確認しなければならない。	第5条 区長は、印鑑登録の申請があつたときは、当該登録申請者またはその代理人（以下「登録申請者等」という。）が本人であることを確認しなければならない。
2 前項の規定による確認（以下「本人確認」という。）は、登録申請者が自ら申請した場合には、当該申請の際に次の各号に掲げる方法のいずれかによつて行うものとする。	2 前項の規定による確認（以下「本人確認」という。）は、登録申請者が自ら申請した場合には、当該申請の際に次の各号に掲げる方法のいずれかによつて行うものとする。
(1) 運転免許証、旅券その他の官公署の発行した免許証、許可証または身分証明書であつて区長の定めたものの（以下「身分証明書」という。）を提示させること。	(1) 運転免許証、旅券その他の官公署の発行した免許証、許可証または身分証明書であつて区長の定めたものの（以下「身分証明書」という。）を提示させること。

(2) 東京都の区市町村において既に印鑑の登録を受けている者に、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証さること。この場合において、保証した者が品川区において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。	(2) 東京都の区市町村において既に印鑑の登録を受けている者に、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証さること。この場合において、保証した者が品川区において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。
3 区長は、前項の規定により本人確認を行うことができない場合は、当該申請の際に健康保険証、年金手帳、社員証、学生証その他の本人であることを推定させる書類（以下「本人推定書類」という。）を提示させ、かつ、郵送その他区長が適当と認めた方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書をおよび身分証明書または本人推定書類（以下「回答書等」という。）を登録申請者に持参させることによつて、本人確認を行うものとする。	3 区長は、前項の規定により本人確認を行なう場合は、当該申請の際に健康保険証、年金手帳、社員証、学生証その他の本人であることを推定させる書類（以下「本人推定書類」という。）を提示させ、かつ、郵送その他区長が適当と認めた方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書をおよび身分証明書または本人推定書類（以下「回答書等」という。）を登録申請者に持参させることは、本人確認を行なうものとする。
4 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録申請者に質問をし、それに回答せることによつて、本人確認を行なうことができる。	4 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録申請者に質問をし、それに回答せることによつて、本人確認を行なうことができる。
(1) 前項の場合において、登録申請者が当該申請の際に本人推定書類を提示できないとき。	(1) 前項の場合において、登録申請者が当該申請の際に本人推定書類を提示できないとき。
(2) 前2項の規定により登録申請者が提示した身分証明書または本人推定書類が真正であることを確認できないとき。	(2) 前2項の規定により登録申請者が提示した身分証明書または本人推定書類が真正であることを確認できないとき。
(3) その他区長が必要があると認めたとき。	(3) その他区長が必要があると認めたとき。
5 前2項の規定は、代理人人が申請し、または回答書等を持参する場合について適用する。この場合において、第3項中「健康保険証」とあるのは「身分証明書または健康保険証」と、前項第1号中「本人推定書類」とあるのは「身分証明書または本人推定書類」と、同項第2号中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	5 前2項の規定は、代理人人が申請し、または回答書等を持参する場合について適用する。この場合において、第3項中「健康保険証」とあるのは「身分証明書または健康保険証」と、前項第1号中「本人推定書類」とあるのは「身分証明書または本人推定書類」と、同項第2号中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
6 区長は、第3項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書等の持参がないときは、当該申請に係る印鑑の登録をしてはならない。	6 区長は、第3項の規定による照会に対し、区長の定める期間内に回答書等の持参がないときは、当該申請に係る印鑑の登録をしてはならない。
(印鑑の登録)	(印鑑の登録)
第6条 区長は、前条の規定により登録申請者が本人であることをおよび申請者が登録申請者の意思に基づくものであることを確認したときは、直ちに当該申請に係る印鑑の登録をしなければならない。	第6条 区長は、前条の規定により登録申請者が本人であることをおよび申請者が登録申請者の意思に基づくものであることを確認したときは、直ちに当該申請に係る印鑑の登録をしてはならない。
(登録印鑑の制限)	(登録印鑑の制限)
第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をしてはならない。	第7条 区長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をしてはならない。
(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名もしくは住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称（以下「通	(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名もしくは住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称（以下「通

称、という。) または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。

(2) 職業、資格等他の事項をあわせて表しているものの。

(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの。

(4) 印形の大きさが一边の長さ8ミリメートルの正方形に収まるものまたは一边の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないものの。

(5) 印影が下鮮明なもまたは文字の判読が困難なもの。

(6) その他登録を受けようとする印鑑として適正でないと区長が認めたもの。

2 区長は、前項第1号の規定にかかわらず、法第30条の45に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原要)

第8条 区長は、印鑑登録原要を備え、次に掲げる事項を登録する。

(1) 登録番号

(2) 登録年月日

(3) 氏名(住民票に通称が記録されている外国人住民にあつては、氏名および通称)

(4) 前条第2項に規定する印鑑を登録する場合は、氏名の片仮名表記

(5) 出生年月日

(6) 住所

(7) 印影

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原要について(は、磁気ディスクに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておおくことができる物を含む)をもつて複製することができる。

(印鑑登録証の交付)

第9条 区長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面(以下「印鑑登録証」という。)を当該印鑑の登録を受けた者またはその代理人に対して直接交付する。

2 印鑑登録証には登録番号を記載する。

(個人番号カードによる印鑑登録証)

第9条 2 区長は、登録申請者であつて、行政手続における特定の個人を識

称」という。) または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないものの。

(2) 職業、資格等他の事項をあわせて表しているものの。

(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの。

(4) 印形の大きさが一边の長さ8ミリメートルの正方形に収まるものまたは一边の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないものの。

(5) 印影が下鮮明なものまたは文字の判読が困難なもの。

(6) その他登録を受けようとする印鑑として適正でないと区長が認めたもの。

2 区長は、前項第1号の規定にかかわらず、法第30条の45に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原要)

第8条 区長は、印鑑登録原要を備え、次に掲げる事項を登録する。

(1) 登録番号

(2) 登録年月日

(3) 氏名(住民票に通称が記録されている外国人住民にあつては、氏名および通称)

(4) 前条第2項に規定する印鑑を登録する場合は、氏名の片仮名表記

(5) 出生年月日

(6) 住所

(7) 印影

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原要について(は、磁気ディスクに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておおくことができる物を含む)をもつて複製することができる。

(印鑑登録証の交付)

第9条 区長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証する書面(以下「印鑑登録証」という。)を当該印鑑の登録を受けた者またはその代理人に対して直接交付する。

2 印鑑登録証には登録番号を記載する。

3

別するための番号の利用等に關する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けているものか心当該個人番号カードを印鑑登録証として利用したい旨の申請があつたときは、印鑑登録証の交付に代えて当該個人番号カードを印鑑登録証として利用するための処理やを行うものとする

2 区長は、印鑑登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）であつて、個人番号カードの交付を受けているものか心印鑑登録証に代えて当該個人番号カードを印鑑登録証として利用したい旨の申請があつたときは、当該印鑑登録証を返納させ、当該個人番号カードを印鑑登録証として利用するための処理を行うものとする

3 第4条の規定にかかわらず、前2項の申請については、代理人により行うことのできない

1 第1項および第2項の処理を行つた個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）は、印鑑登録証とみなす この場合において、前条の規定は適用しない

5 区長は、印鑑登録者から個人番号カードによる印鑑登録証の利用の継続を終了する旨の申請があつたときは、当該個人番号カードによる印鑑登録証を提示させ、印鑑登録証明書の交付に必要な記録を抹消し、当該印鑑登録者に対して印鑑登録証を直接交付する。

（印鑑登録証の引替交付）

第10条 印鑑登録者は、印鑑登録証（個人番号カードによる印鑑登録証を除く）が著しく汚損または毀損したときは、印鑑登録証を添えて、引替交付を申請する

（印鑑登録証引替交付申請書に当該印鑑登録証を添えて、引替交付を申請する。）

（印鑑登録証亡失の届出）

第11条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届書により直ちにその旨を届け出なければならない。

（印鑑登録原票登録事項の職権修正）

第12条 区長は、法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知つたときは、第15条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

（印鑑登録原票登録事項変更の届出）

第13条 印鑑登録者は、印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）について変

更10条 印鑑登録を受けている者（以下「印鑑登録者」といいう。）は、印鑑登録証が著しく汚損または毀損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に当該印鑑登録証を添えて、引替交付を申請することができる。

（印鑑登録証亡失の届出）

第11条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届書により直ちにその旨を届け出なければならない。

（印鑑登録原票登録事項の職権修正）

第12条 区長は、法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知つたときは、第15条の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、印鑑登録原票の登録事項について職権で修正しなければならない。

（印鑑登録原票登録事項変更の届出）

第13条 印鑑登録者は、印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）について変

新

更をしようとするときは、印鑑登録証を提示して、印鑑登録原票登録事項変更届書によりその旨を届け出なければならない。
 (登録廃止の申請)

第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、また個人番号登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録停止申請書に印鑑登録証を添えて、申請する印鑑登録証が個人番号カードによる印鑑登録証でないときはこれを添えなければならぬ。

<p>日</p> <p>く。)について変更をしようとするときは、印鑑登録証を提示して、印鑑登録原票登録事項変更届書によりその旨を届け出なければならない。 (登録廃止の申請)</p> <p>第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、<u>また個人番号登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録停止申請書に印鑑登録証を添えて、申請する印鑑登録証が個人番号カードによる印鑑登録証であるときはこれを添えなければならぬ。</u></p>	<p>2 印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第15条 区長は、印鑑登録者が次の各号のいだれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 印鑑登録廃止の申請をしたとき。 (2) 印鑑登録証亡失の届出をしたとき。 (3) 品川区外に転出したとき。 (4) 死亡したとき。 (5) 氏または名(外国人住民にあつては、通称または氏名の片仮名表記を含む。)を変更したため登録されている印鑑が第7条第1項に該当することになったとき。 (6) 外国人住民でなくなったとき。 (7) 個人番号カードによる印鑑登録証に係る当該個人番号カードが失効したとき。 <p>(8) 前各号に定めるもののほか、印鑑登録者について抹消すべき理由が生じたとき。</p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 登録申請者または印鑑登録者が第5条第3項、第10条、第11条、第13条および第14条の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。ただし、個人番号カードによる印鑑登録証を利用する者については、第14条の届出を代理人により行うことができない。</p> <p>(印鑑登録の証明)</p>
--	--

	第17条 区長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原要に登録されている印影その他の事項（登録番号および登録年月日を除く。）の写しについて証明する。 (印鑑登録証明の申請)	第17条 区長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原要に登録されている印影その他の事項（登録番号および登録年月日を除く。）の写しについて証明する。 (印鑑登録証明の申請)
第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。 (印鑑登録証明の制限)	第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。 (印鑑登録証明の制限)	第18条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、印鑑登録証明書交付申請書により申請しなければならない。 (印鑑登録証明の制限)
第19条 区長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。 (多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)	第19条 区長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。 (多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)	第19条 区長は、前条の規定による申請に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。 (多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)
第20条 前2条の規定にかかるわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを利用しても、多機能端末機（区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により、印鑑登録の証明を申請し、印鑑登録証明書の交付を受け受けることができる。	第20条 前2条の規定にかかるわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを利用しても、多機能端末機（区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により、印鑑登録の証明を申請し、印鑑登録証明書の交付を受け受けることができる。 (関係人にに対する質問)	第20条 前2条の規定にかかるわらず、印鑑登録者は、個人番号カードを利用しても、多機能端末機（区の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により、印鑑登録の証明を申請し、印鑑登録証明書の交付を受け受けることができる。 (関係人にに対する質問)
第21条 区長は、印鑑の登録および証明に必要な調査を行うことができる。 2 区長は、前項に規定する調査を行いうに当たり、必要があると認めるとときは、当該職員をして関係人にに対し質問をさせ、または文書もしくは印鑑の提示を求めさせることができる。 3 当該職員は、前項の規定により質問をし、または文書もしくは印鑑の提示を求めめる場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 (閲覧の禁止)	第21条 区長は、印鑑の登録および証明に必要な調査を行うことができる。 2 区長は、前項に規定する調査を行いうに当たり、必要があると認めるとときは、当該職員をして関係人にに対し質問をさせ、または文書もしくは印鑑の提示を求めさせることができる。 3 当該職員は、前項の規定により質問をし、または文書もしくは印鑑の提示を求めめる場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 (閲覧の禁止)	第21条 区長は、印鑑の登録および証明に必要な調査を行うことができる。 2 区長は、前項に規定する調査を行いうに当たり、必要があると認めるとときは、当該職員をして関係人にに対し質問をさせ、または文書もしくは印鑑の提示を求めさせることができる。 3 当該職員は、前項の規定により質問をし、または文書もしくは印鑑の提示を求めめる場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 (閲覧の禁止)
第22条 区長は、印鑑登録原要その他印鑑の登録および証明に関する書類を開覧に供してはならない。 (手数料)	第22条 区長は、印鑑登録原要その他印鑑の登録および証明に関する書類を開覧に供してはならない。 (手数料)	第22条 区長は、印鑑登録原要その他印鑑の登録および証明に関する書類を開覧に供してはならない。 (手数料)
第23条 印鑑の登録および印鑑登録の証明については、それぞれ次に掲げる額の手数料を申請の際に徴収する。 (1) 印鑑の登録 1個につき50円 (2) 印鑑登録の証明 1通につき300円（多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円） 2 既納の手数料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めた。	第23条 印鑑の登録および印鑑登録の証明については、それぞれ次に掲げる額の手数料を申請の際に徴収する。 (1) 印鑑の登録 1個につき50円 (2) 印鑑登録の証明 1通につき300円（多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円） 2 既納の手数料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めた。	第23条 印鑑の登録および印鑑登録の証明については、それぞれ次に掲げる額の手数料を申請の際に徴収する。 (1) 印鑑の登録 1個につき50円 (2) 印鑑登録の証明 1通につき300円（多機能端末機による交付にあつては、1通につき200円） 2 既納の手数料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めた。

		ときは、この限りでない。
3	手数料は、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けた者または手数料納付の資力がないと認められる者の申請によるときは、他の特別の事由があると認められるとときは、減額し、または免除することができる。	
(委任)	第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	
		ときは、この限りでない。
3	手数料は、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けた者または手数料納付の資力がないと認められる者の申請によるときは、他の特別の事由があると認められるとときは、減額し、または免除することができる。	
(委任)	第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	
		付 則
		(施行期日)
1	この条例は、昭和50年10月1日から施行する。	
		(経過措置)
2	この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都品川区印鑑条例の規定により印鑑の登録を受けている者に係る印鑑の登録の証明については、この条例の施行の日から昭和51年9月30までの間は、なお従前の例によることができる。	
3	この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都品川区印鑑条例の規定により登録されている印鑑について、この条例の施行の日から昭和51年9月30までの間に、この条例第4条の規定により印鑑の登録を受けようとする場合は、第7条第1号の規定は適用しない。	
		付 則 (平成12年3月28日条例第9号)
2	この条例は、平成12年4月1日から施行する。	
		付 則 (平成16年3月31日条例第5号)
3	この条例は、平成16年4月1日から施行する。	
		付 則 (平成16年7月9日条例第23号)
1	この条例は、公布の日から施行する。	
2	この条例による改正後の品川区印鑑条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に申請が行われる印鑑の登録について適用し、同日前に申請が行われた印鑑の登録については、なお従前の例による。	
		付 則 (平成24年3月26日条例第9号)
		(施行期日)
1	この条例は、平成24年7月9日から施行する。	
		(外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録の取扱い)
2	区長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において	

新

印鑑の登録を受けている日本の国籍を有しない者（以下「外国人」という。）であつて、この条例による改正後の品川区印鑑条例（以下「新条例」という。）の規定に基づいて印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日ににおいて抹消する。
3 区長は、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、新条例の規定に基づいて印鑑の登録を受けることができるものに係る氏名等の登録事項について、住民基本台帳への記録に伴い変更が生じた場合は、施行日ににおいて印鑑登録原票の当該登録事項を修正する。

付 則（平成28年3月24日条例第16号）
この条例は、平成28年9月20日から施行する。

付 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

旧

印鑑の登録を受けている日本の国籍を有しない者（以下「外国人」という。）であつて、この条例による改正後の品川区印鑑条例（以下「新条例」という。）の規定に基づいて印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日において抹消する。

3 区長は、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、新条例の規定に基づいて印鑑の登録を受けることができるものに係る氏名等の登録事項について、住民基本台帳への記録に伴い変更が生じた場合は、施行日ににおいて印鑑登録原票の当該登録事項を修正する。

付 則（平成28年3月24日条例第16号）
この条例は、平成28年9月20日から施行する。

付 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。